

吹田市長 宛

人感センサー利用に伴う鍵預かりに関する同意書

私 _____ は、緊急通報装置システムに付随する人感センサーの利用を希望しますので、下記の内容に同意し自宅の合鍵を市の委託事業者へ預託します。

記

- 1 人感センサーは、一定時間動きがないことを検知するもので、生命の保護、健康管理を目的とするものではないこと。
- 2 人感センサー利用にかかる通信費については利用者の負担とすること。
- 3 人感センサーを取り付ける際に、住宅にビス穴等、壁に穴が開くことを了承すること。また、撤去時の原状回復について、市及び委託事業者へ責めを一切請求しないこと。
- 4 緊急時に消防署員又は市が委託する業者の従業員が住宅へ立ち入ることにより、住宅等の一部に破損が生じ、修復等が必要となった場合においても、修復等に係る一切の費用については請求しないこと。
- 5 長期不在にする場合は、市又は委託事業者へその旨を連絡すること。また、帰宅時も同様に連絡すること。
- 6 人感センサーの利用を終了する際は、市へ届け出ること。その際は市又は委託事業者が原則合鍵を利用者本人へ返却するが、利用者本人へ返却できない場合、下記の「利用者本人以外の合鍵返却先」へ返却すること。

(利用者本人以外の合鍵返却先)

| | |
|------|---------|
| 住所 | 利用者との関係 |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |

- 7 サービス利用にあたり、次の注意点を確認すること。
 - (1) 申請時に合鍵を作製すること。
 - (2) 原則、緊急通報装置による通報を受け、本人の開錠依頼により委託事業者の係員が鍵を使用すること。(ただし、目視等により自宅内で倒れていることがわかる場合、行政担当課や消防から開錠依頼をすることがあります。)
 - (3) 自宅の鍵を取り換えた場合、速やかに委託事業者へ届け出ること。